

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和3年3月11日(2021.3.11)

【公開番号】特開2020-53102(P2020-53102A)

【公開日】令和2年4月2日(2020.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2020-013

【出願番号】特願2020-779(P2020-779)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/10 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 50/10

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月25日(2021.1.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

事業者がクリーニング品を預かるとともに預かったクリーニング品を前記事業者が客へ引き渡す業務に対応し、前記事業者に預けられているクリーニング品を管理するクリーニング品管理システムであって、

前記クリーニング品の異常箇所を撮像して得られた画像を含む異常通知を前記客の携帯端末に行う異常通知手段と、

前記携帯端末にて、前記異常通知に対する応答を行う応答手段と、

前記クリーニング品に対応する決済が可能な決済手段であって、前記異常通知が行われたクリーニング品を含む決済については、前記応答手段により出力された応答が得られるまで保留する決済手段と

を備えるクリーニング品管理システム。

【請求項2】

前記事業者が利用する事業者端末は、

前記事業者に預けられたクリーニング品の登録を行う登録手段と、

前記登録手段により登録されたクリーニング品の登録情報と前記画像とを対応付ける情報管理手段とを備える

請求項1に記載のクリーニング品管理システム。

【請求項3】

前記携帯端末において前記画像と前記応答手段とを表示する表示手段を備える

請求項1または2に記載のクリーニング品管理システム。

【請求項4】

前記クリーニング品のクリーニング作業への移行の可否を判断する判断手段を備え、

前記判断手段は、前記応答手段による応答が得られない場合には前記クリーニング作業への移行を不可とする

請求項1から3のいずれか一項に記載のクリーニング品管理システム。

【請求項5】

事業者がクリーニング品を預かるとともに預かったクリーニング品を前記事業者が客へ引き渡す業務に対応し、前記事業者に預けられているクリーニング品を管理するクリーニング品管理システムにおいて備えられる第1コンピュータと第2コンピュータとに対応す

るプログラムであって、

前記第1コンピュータを、前記クリーニング品の異常箇所を撮像して得られた画像を含む異常通知を前記客の携帯端末に行う異常通知手段として機能させ、

前記第2コンピュータを、前記携帯端末にて、前記異常通知に対する応答を行う応答手段として機能させ、

前記第1コンピュータを、前記クリーニング品に対応する決済が可能な決済手段であって、前記異常通知が行われたクリーニング品を含む決済については、前記応答手段により出力された応答が得られるまで保留する決済手段として機能させるための

プログラム。